

## 平成25年三条市議会第1回定例会提出議案概要

### 議第11号 辺地総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により辺地総合整備計画を定めるもの。

### 議第12号 三条市理科教育振興基金条例の制定について

理科教育施設の整備及び運営に要する財源を確保し、もって理科教育の充実及び振興を図ることを目的として、三条市理科教育振興基金を設置することから、本条例を制定するもの。

施行期日 公布の日

### 議第13号 三条市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、介護保険法の一部改正が行われ、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等が条例で定める事項とされたことから、本条例を制定するもの。

施行期日 平成25年4月1日

### 議第14号 三条市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、介護保険法の一部改正が行われ、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等が条例で定める事項とされたことから、本条例を制定するもの。

施行期日 平成25年4月1日

### 議第15号 三条市安全・安心なまちづくり条例の制定について

犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりについて、基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、安全・安心なまちづくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、安全・安心なまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、市民が安全に安心して暮らすことができる三条市の実現に寄与することを目的とし、本条例を制定するもの。

施行期日 平成25年4月1日

議第 16 号 三条市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、新型インフルエンザ等の発生時に設置する三条市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するもの。

施行期日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日

議第 17 号 三条市白鳥の郷公苑条例の制定について

白鳥が飛来する大切な環境を維持し、五十嵐川の豊かな自然を活用することにより、地域の特色を生かした観光振興を図るため、三条市白鳥の郷公苑を設置することから、本条例を制定するもの。

名 称 三条市白鳥の郷公苑  
位 置 三条市森町 1774 番地 1  
施行期日 規則で定める日

議第 18 号 三条市人と車の共存空間を構築する道路構造の技術的基準等を定める条例の制定について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、道路法の一部改正が行われ、道路の構造の技術的基準等が条例で定める事項とされたことから、本条例を制定するもの。

施行期日 平成 25 年 4 月 1 日

議第 19 号 三条市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正が行われ、道路移動等の円滑化の基準が条例で定める事項とされたことから、本条例を制定するもの。

施行期日 平成 25 年 4 月 1 日

議第 20 号 三条市子どもの育ちサポートセンター条例の制定について

子どもの育ちに応じたきめ細かな支援を継続的に実施することにより、子どもの健全な育成を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 30 条の規定に基づき、三条市子どもの育ちサポートセンターを設置することから、本条例を制定するもの。

名 称 三条市子どもの育ちサポートセンター  
位 置 三条市新堀 1311 番地  
施行期日 平成 25 年 4 月 1 日

議第 21 号 三条市教育センター条例の制定について

教育活動を支援する機能を集約し、施策を有効かつ円滑に実施することにより、本市における教育の充実及び振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 30 条の規定に基づき、三条市教育センターを設置することから、本条例を制定するもの。

名 称	三条市教育センター
位 置	三条市新堀 1311 番地
施行期日	平成 25 年 4 月 1 日等

議第 22 号 三条市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

職員を派遣することができる団体である燕三条地場産業振興センターが、財団法人から一般財団法人に移行することに伴い、必要な改正を行うもの。

施行期日	平成 25 年 4 月 1 日
------	-----------------

議第 23 号 三条市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、障害者自立支援法の一部改正が行われ、同法律の題名が改められたことから、必要な改正を行うもの。

【一部改正する条例】

- 1 三条市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
- 2 三条市子ども医療費助成条例
- 3 三条市障害者介護給付費等支給審査会の委員の定数等を定める条例

施行期日	平成 25 年 4 月 1 日等
------	------------------

議第 24 号 三条市職員の給与に関する条例等の一部改正について

平成 24 年 8 月 8 日の人事院勧告及び同年 10 月 11 日の新潟県人事委員会勧告の内容を考慮し、必要な改正を行うもの。

【一部改正する条例】

- 1 三条市職員の給与に関する条例
- 2 三条市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

施行期日	平成 25 年 4 月 1 日
------	-----------------

議第 25 号 三条市国民健康保険税条例の一部改正について

国民健康保険事業の安定運営を図るため、国民健康保険税額を算定する率等を改定することから、必要な改正を行うもの。

施行期日 平成 25 年 4 月 1 日

議第 26 号 三条市手数料条例の一部改正について

クリーニング業法に基づくクリーニング所の構造設備に関する事務について、平成 25 年 4 月 1 日からその権限が県知事から市に移譲されることに伴い、当該事務に係る手数料を定めるもの。

施行期日 平成 25 年 4 月 1 日

議第 27 号 三条市家庭児童相談員条例の一部改正について

専門性が求められる相談の件数が増加している現状を踏まえて家庭児童相談員を増員すること、また、家庭児童相談員の業務の規定を実態に合ったものとすることから、必要な改正を行うもの。

施行期日 平成 25 年 4 月 1 日

議第 28 号 三条市子ども医療費助成条例の一部改正について

安心して子どもを育てることができる環境づくりと子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、子ども医療費の助成対象期間を拡大することから、必要な改正を行うもの。

施行期日 平成 25 年 9 月 1 日

議第 29 号 三条市営住宅条例の一部改正について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、公営住宅法の一部改正が行われ、公営住宅の整備基準及び入居者資格の収入基準が条例で定める事項とされたことから、必要な改正を行うもの。

施行期日 平成 25 年 4 月 1 日

議第 30 号 三条市都市公園条例の一部改正について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、都市公園法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正が行われ、都市公園及び公園施設の設置基準並びに公園施設の移動等の円滑化の基準が条例で定める事項とされたことから、必要な改正を行うもの。

施行期日 平成 25 年 4 月 1 日

議第 31 号 三条市道路占用料条例の一部改正について

道路法施行令の一部改正に伴い、道路の占用許可の対象物件に太陽光発電設備及び風力発電設備が追加されたことから、それらの設備に係る占用料を定めるため、必要な改正を行うもの。

施行期日 平成 25 年 4 月 1 日

議第 32 号 三条市下水道条例等の一部改正について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、下水道法の一部改正が行われ、公共下水道及び都市下水路の構造の基準等が条例で定める事項とされたことから、必要な改正を行うもの。

【一部改正する条例】

- 1 三条市下水道条例
- 2 三条市都市下水路条例

施行期日 平成 25 年 4 月 1 日

議第 33 号 三条市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正について

平成 26 年 4 月に第一中学校区における四日町小学校、条南小学校及び南小学校の 3 小学校を統合し、新たに設置する小学校の名称を正式に定めるとともに、同小学校及び第一中学校の位置を住居表示による表記とするため、必要な改正を行うもの。

施行期日 公布の日

議第 34 号 市道路線の認定及び変更について

認定路線	7 路線	実延長	1, 925.4 m
変更路線	6 路線	実延長 (増加分)	1, 236.4 m

議第 35 号 三条市農産物加工施設の指定管理者の指定について

三条市農産物加工施設の指定管理者として、にいがた南蒲農業協同組合を指定するもの。

指定の期間 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

議第 9 号 平成 24 年度三条市一般会計補正予算

補正額	6, 560, 660 千円
補正後の額	56, 894, 354 千円

議第 10 号 平成 24 年度三条市公共下水道事業特別会計補正予算  
繰越明許費 2 件 191,000 千円

議第 1 号 平成 25 年度三条市一般会計予算  
当初予算額 44,875,000 千円  
対前年度比  $\Delta 6.8\%$

議第 2 号 平成 25 年度三条市国民健康保険事業特別会計予算  
当初予算額 10,375,400 千円  
対前年度比 1.3%

議第 3 号 平成 25 年度三条市後期高齢者医療特別会計予算  
当初予算額 869,500 千円  
対前年度比 2.6%

議第 4 号 平成 25 年度三条市介護保険事業特別会計予算  
当初予算額 8,707,700 千円  
対前年度比 1.8%

議第 5 号 平成 25 年度三条市農業集落排水事業特別会計予算  
当初予算額 663,300 千円  
対前年度比 3.5%

議第 6 号 平成 25 年度三条市勤労者福祉共済事業特別会計予算  
当初予算額 16,000 千円  
対前年度比 23.1%

議第 7 号 平成 25 年度三条市公共下水道事業特別会計予算  
当初予算額 2,916,800 千円  
対前年度比 1.7%

議第 8 号 平成 25 年度三条市水道事業会計予算

	(当初予算額)	(対前年度比)
収益の支出	2,026,953 千円	$\Delta 2.1\%$
資本の支出	1,051,475 千円	9.6%

報第 1 号 専決処分報告について

(新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について)

平成 25 年 3 月 31 日限りで新潟県市町村総合事務組合から下越清掃センター組合及び上越地域水道用水供給企業団を脱退させることとするため、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、これに伴う同組合規約の変更について、専決処分を行ったもの。

施行期日 平成 25 年 4 月 1 日

専決処分した日 平成 25 年 2 月 1 日

報第 2 号 専決処分報告について

(平成 24 年度三条市一般会計補正予算)

補正額 401,500 千円

補正後の額 50,333,694 千円

専決処分した日 平成 25 年 2 月 8 日

報第 3 号 専決処分報告について

(平成 24 年度三条市農業集落排水事業特別会計補正予算)

補正額 30,000 千円

補正後の額 672,500 千円

専決処分した日 平成 25 年 2 月 8 日

◎ 法令に基づく報告事項

議会の委任による専決処分の報告

# 平成 24 年度 3 月補正予算の概要

## 1 概要

3月の補正予算は、国の予備費使用及び日本経済再生に向けた緊急経済対策を受け、早期に地域経済の活性化を図るため、道路の維持・改良や、街路、観光施設、学校などのインフラ整備、中小企業に対する金融対策事業を行うほか、株式会社高儀から寄せられた理科教育振興寄附金の新たな基金への積立、職員退職に伴う退職手当に係る経費などについて、必要な予算措置を行う。

## 2 一般会計補正予算

### (1) 予算規模

補正前の額 : 50,333,694 千円	補正額 : 6,560,660 千円	計 : 56,894,354 千円
-----------------------	--------------------	-------------------

歳入の補正		歳出の補正	
国庫支出金	2,142,719	総務費	105,080
寄附金	102,639	農林水産業費	37,295
繰入金	258,868	商工費	277,785
諸収入	37,034	土木費	1,712,000
市債	4,019,400	消防費	6,500
		教育費	4,422,000
計	6,560,660	計	6,560,660

### (2) 補正予算の主な事業

① 国の予備費使用及び緊急経済対策に係る事業 (21 事業) 6,310,580 千円

#### 【事業内容】

- 金融対策事業費 46,085 千円  
ものづくり中小企業試作開発等支援資金の創設
- 交流拠点施設整備事業費 161,000 千円  
保内地区交流拠点施設整備に係る用地測量委託、土地購入費、実施設計委託
- 道路維持費 280,000 千円  
西大崎西本成寺線、岡野新田 2 号線、やまなみ線 ほか
- 道路改良事業費 127,000 千円  
下谷地柳場新田線、岡野新田 1 号線
- 交通安全施設整備事業費 109,000 千円  
南四日町西本成寺線歩道設置工事、防護柵設置工事 ほか



○緊急内水対策事業費	71,000千円
須頃郷地区内水対策、第一中学校跡地利用内水対策 ほか	
○新保裏館線道路改築事業費	805,000千円
○緑地整備費	114,000千円
旧一ノ木戸小学校跡地利用緑地整備 ほか	
○小中学校施設整備費	323,010千円
・校舎耐震二次診断	
井栗小、西鱒田小、月岡小、大崎小、保内小、須頃小、第三中、大崎中	
・須頃小学校屋内体育館耐震補強工事	
・本成寺中学校屋内体育館耐震補強工事 ほか	
○裏館小学校改築事業費（体育館棟）	489,738千円
○本成寺中学校特別教室棟改築事業費	33,197千円
○第一中学校区小中一体校建設事業費	3,341,916千円
○第二中学校区小中一体校体育館改築事業費	134,139千円

ほか

## ② 職員人件費（行政課） 99,671千円

### 【事業内容】

普通退職8人に伴い退職手当を増額する。

定年退職	38人
普通退職	18人
特別職等	1人
計	57人

### 【補正の内訳】

退職手当 99,671千円

## ③ 道路維持費（土木課） 40,000千円

### 【事業内容】

除雪作業等により損傷した道路の補修を行う。

### 【補正の内訳】

工事請負費 40,000千円

## ④ 一般経費〔事務局費〕（教育総務課） 100,000千円

### 【事業内容】

株式会社高儀から寄せられた理科教育振興への寄附金について、新たな基金を設け、積立を行う。

### 【補正の内訳】

理科教育振興基金積立金 100,000千円

### (3) 継続費の補正

国の交付金等を活用して実施する本成寺中学校特別教室棟改築事業及び第二中学校区小中一体校体育館改築事業について、平成24年度から26年度までの継続費を設定するとともに、裏館小学校体育館改築事業及び第一中学校区小中一体校建設事業について、既決の継続費の年割額を変更する。

- ・追加 2件 総額 739,138千円
- ・変更 2件 年割額 平成24年度 950,583千円→4,776,237千円  
平成25年度 5,028,716千円→1,203,062千円

### (4) 繰越明許費の補正

平成24年度内に事業が完了しない事業について繰越明許費を設定する。

- ・追加 33件 4,423,417千円

### (5) 債務負担行為の補正

三条中央商店街振興組合が商店街環境整備事業資金として借入れする資金の元金及び利子の補給について債務負担行為を設定する。

- ・追加 1件 5,097千円

### (6) 地方債の補正

歳出予算補正に伴う財源として借入れする所要額等について地方債を措置する。

- ・追加 4件 178,800千円
- ・変更 10件 3,201,700千円 → 7,042,300千円

## 3 特別会計補正予算

### (1) 公共下水道事業特別会計

平成24年度内に事業が完了しない公共下水道管渠建設事業、特定環境保全公共下水道建設事業について繰越明許費を設定する。

- ・2件 191,000千円

## 平成24年度2月8日専決処分予算の概要

### 1 概要

今回の補正予算は、1月25日に発生した落雷により被害を受けた農業集落排水施設の復旧に要する経費のほか、今冬の大雪により除排雪経費が不足するため、必要な予算措置を行うもの。

### 2 一般会計補正予算

#### (1) 予算規模

補正前の額：49,932,194千円	補正額：401,500千円	計：50,333,694千円
--------------------	---------------	----------------

歳入の補正		歳出の補正	
地方交付税	238,199	農林水産業費	1,500
繰入金	163,301	土木費	400,000
計	401,500	計	401,500

#### (2) 補正予算の事業

##### ① 農業集落排水事業特別会計繰出金（下水道課） 1,500千円

###### 【事業内容】

落雷により被害を受けた農業集落排水施設の復旧に要する経費の財源として繰出金を増額する。

###### 【補正の内訳】

農業集落排水事業特別会計繰出金 1,500千円

##### ② 除雪業務費（建設課） 400,000千円

###### 【事業内容】

今冬の大雪により除排雪経費が不足するため、除雪委託料を追加する。

○ 1月末までの除雪出動日数

三条地区	20日
栄地区	22日
下田地区	44日

###### 【補正の内訳】

除雪委託料 400,000千円

### 3 特別会計補正予算

#### (1) 農業集落排水事業特別会計

補正前の額 : 642,500 千円	補正額 : 30,000 千円	計 : 672,500 千円
--------------------	-----------------	----------------

#### 【事業内容】

1月25日に発生した落雷により被害を受けた川通浄化センターの電気設備等の復旧を行う。

#### 【補正の内訳】

- ・ 農業集落排水施設災害復旧費 30,000 千円
- ・ 繰越明許費 1 件 28,500 千円
- ・ 地方債の補正 変更 1 件 1,700 千円 → 30,200 千円